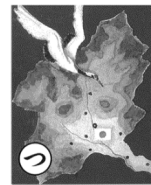




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月27日(木) 号 外 (第8号)

目 次

ページ

条 例

○群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（デジタルトランスフォーメーション課）	2
○二千五十年に向けた「ぐんま 5つのゼロ宣言」実現条例の一部を改正する条例（グリーンイノベーション推進課）	2
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	3
○群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例（総務事務管理課）	4
○群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（文化振興課）	5
○群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（同）	6
○群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（同）	6
○群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（同）	8
○群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（同）	8
○栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（生活こども課）	9
○群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（児童福祉課）	10
○群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医務課）	16
○群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（地域福祉課）	17
○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（廃棄物・リサイクル課）	17
○群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例（ぐんまブランド推進課）	20
○群馬県カスタマーハラスメント防止条例（労働政策課）	21
○ツーモグンマの設置及び管理に関する条例（eスポーツ・クリエイティブ推進課）	22
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（地域企業支援課）	24
○群馬県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（都市整備課）	25
○群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例（建築課）	25
○群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例（住宅政策課）	26
○群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例の一部を改正する条例（福利課）	26
○公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（同）	27
○群馬県立学校職員定数条例等の一部を改正する条例（学校人事課）	28
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（同）	28
○群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（同）	29
○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	30
○群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（生活安全企画課）	30
○群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例（企業局総務課）	34
○群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例（水道課）	35
○群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（同）	35
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局経営戦略課）	37
○群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（同）	37
○群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例（同）	38
○群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	38

■ 条 例

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第八号

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
別表三の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第九号

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の一部を改正する条例

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例（令和四年群馬県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十八条各号」を「第二十条各号」に改める。

第六十五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十八条各号」

を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第十号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項上欄(六)中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄(七)中「(七)まで」を「(八)まで」に改め、同欄(七)を同欄(八)とし、同欄(八)を同欄(七)とし、同欄(七)の次に次のように加える。

(六) 法第五十一条第三項の規定により、原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に従わない場合に、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第一の二の二の項(二)中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項(三)中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項(四)中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項(五)中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項(六)中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項(七)中「第十三条第二項」を「第十条第二項」に改め、同項(八)中「第十四条」を「第十二条」に改め、同項(九)から同項(九)までを削り、同項(九)中「第四条」を「第八条」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第三条第二項」を「第七条第二項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第二条第二項」を「第六条第二項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第一条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十二条第三項」を「第六十二条第三項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十二条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、その次に次のように加える。

(九) 法第三十四条第二項の規定により、審議会の意見を聴くこと。

別表第一の二の二の項(十)中「第六十条第十項」を「第三十三条第十項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十条第九項」を「第三十三条第十項」に改め、「役員」の下に「又は評議員」を加え、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十条第三項（法第六十一条第二項）」を「第三十三条第三項（法第三十四条第三項）」に、「第六十条第五項（法第六十一条第二項）」を「第三十三条第五項（法第三十四条第三項）」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十条第二項（法第六十一条第二項）」において準用する場合を含む。を「第三十三条第二項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第六十条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同項(十)を同項(九)とし、同項(十)中「第五十条の十四」を「第三十二条」に改め、同項(十)を同項(九)とし、その次に次のように加える。

(十) 法第二百六十六条第三項の規定により、学校法人の合併を認可すること。

別表第一の二の二の項(十)中「第五十条の七」を「第三十五条」に改め、同項(十)を同項(九)とし、その次に次のように加える。

(九) 法第二百一十一条第五項の規定による意見の求め又は調査の嘱託を受けること。

(八) 法第二百一十一条第六項の規定により、意見を述べること。

別表第一の二の二の項(九)を削り、同項(九)中「第五十条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同項(九)を同項(八)とし、その次に次のように加える。

(九) 法第一百二十二条第二項の規定により、清算人を選任すること。

別表第一の二の二の項(九)中「第五十条第二項」を「第九十九条第三項」に、「認可し、又は認定する」を「認可する」に改め、同項(九)を同項(八)とし、その次に次のように加える。

(八) 法第九十九条第四項の規定により、審議会の意見を聴くこと。

別表第一の二の二の項(八)中「第四十五条第二項」を「第八十八条第五項」に改め、同項(八)を同項(七)とし、同項(八)中「第四十五条第一項」を「第八十八条第四項において準用する法第二十四条第一項」に、「の変更を認可する」を「を審査し、その変更の認可を決定する」に改め、同項(八)を同項(七)とし、同項(八)中「第三十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項(八)を同項(七)とし、その次に次のように加える。

(八) 法第二十五条第二項の規定により、審議会の意見を聴くこと。

(七) 法第三十四条第二項の規定により、一時理事の職務を行うべき者を選任すること。

と。

(イ) 法第五十条第二項の規定により、一時監事の職務を行うべき者を選任すること。

(ロ) 法第五十六条第二項の規定による報告を受け付けること。

(ハ) 法第六十五条第二項の規定により、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。

(ニ) 法第七十二条第一項の規定により、評議員会の招集を許可すること。

別表第一の二の二の項(中)「第三十一条第二項(法第三十二条第二項及び第五十条第三項において準用する場合を含む。)」を「第二十四条第二項」に改め、同項(中)を同項(ロ)とし、同項(中)「第三十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項(ロ)を同項(ロ)とし、同項(ロ)中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同項(ロ)を同項(ロ)とし、同項(ロ)中「第十七条」を「第十五条」に改め、同項(ロ)を同項(ロ)とし、同項(ロ)の次に次のように加える。

(イ) 法第十四条第二項の規定により、同条第一項に規定する費用を負担すること。

(ロ) 法第十四条第三項の規定により、費用弁償の額及びその支給方法を条例で定めること。

別表第二の三十一の項下欄中「法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百八十八条第一項第一号又は第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の六の項上欄の改正規定は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第六十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県条例第十一号

群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和三十二年群馬県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における退職年金の停止については、恩給法第五十八条の二の規定による普通恩給及び増加恩給の停止の例による。

第五十二条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、刑法第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における遺族年金の停止については、恩給法第七十七条の規定による扶助料の停止の例による。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第十二号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「知事は、」の下に「指定管理者の指定ができないときその他やむを得ない事情があると認めたとき又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「認めたときは」の下に「、第四条の規定にかかわらず」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項の場合においては、第六条第二項、第七条第二項、第八条及び第十条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第二項及び第七条第二項中「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を得ているときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合(管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認めた場合にあつては、当該管理の業務の一部に利用料金の收受等に関する業務が含まれるときに限る。)においては、第十二条の規定にかかわらず、知事は、利用者から別表に定める額の範囲内において知事が定める使用料を徴収するものとする。ただし、利用者が当該利用について第十三条第一項の規定による利用料金を納付しているときは、この限りでない。

4 前項の場合においては、第十三条、第十四条及び第十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十六条中「あらかじめ知事の承認を受けた基準により」とあるのは「特別の理由があると認めたときは」と読み替えるものとする。

別表中「第十二条」の下に「、第十八条」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和四十九年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「単に」を削る。

第十二条中「第八条の規定により、施設等を使用する者」を「使用者」に改める。

別表第一群馬県立近代美術館の項及び群馬県立館林美術館の項中「一、〇三〇円」を「二、五〇〇円」に、「八三〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五一〇円」を「一、二五〇円」に、「四一〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

別表第二群馬県立館林美術館の項中

食堂	規則で定める額	
ワーク ショップ	三、三三〇円	四、四四〇円
	七、七七〇円	

食堂	規則で定める額	

改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項及び第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十四号

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例（昭和五十四年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第六条第一項中「単に」を削る。

第九条を第十五条とし、第八条中「又は特別観覧料」を「特別観覧料又は使用料」に改め、同条を第十四条とし、第七条中「又は特別観覧料」を「特別観覧料又は使用料」に改め、同条ただし書中「又は特別観覧」を「特別観覧又は有料施設の使用」に改め、同条を第十三条とし、第六条の次に次の六条を加える。

（有料施設の使用）

第七条 知事は、博物館の目的を達成するために必要があると認める場合は、別表第二に掲げる博物館の施設（以下「有料施設」という。）を使用させることができる。

（使用の承認）

第八条 有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、有料施設を使用しようとする者が第四条各号のいずれかに該当するとき又は博物館の管理上必要があると認めるときは、その使用を承認しないものとする。

3 知事は、第一項の承認を与える場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第九条 前条第一項の承認を得た者（以下「使用者」という。）は、有料施設を承認を得た目的以外の目的に使用し、又は他人に使用させてはならない。

（使用承認の取消し等）

第十条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は博物館の管理上必

要があると認めるときは、その使用を制限し、若しくは停止させ、又はその承認を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により使用の承認を得たとき。

二 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

四 第八条第三項の条件に違反したとき。

(原状回復義務)

第十一条 使用者は、その使用を終了したとき（前条の規定による使用の制限若しくは停止又は承認の取消しにより有料施設を返還することとなるときを含む。）は、直ちに有料施設を原状に回復してこれを返還しなければならない。

(使用料)

第十二条 使用者は、別表第二に掲げる区分に応じた額の使用料を納めなければならない。

別表特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇三〇円」を「二、五〇〇円」に、「八三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「五一〇円」を「一、二五〇円」に、「四一〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条、第十二条関係）

区分	使用料		
	九時から十二時まで	十三時から十七時まで	九時から十七時まで
祝聴覚室	五、〇七〇円	六、七六〇円	一一、八三〇円
学習室一	一、三八〇円	一、八四〇円	三、一二〇円
学習室二	一、三八〇円	一、八四〇円	三、一二〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定

は、公布の日から施行する。

(群馬県県有施設共通パスポート条例の一部改正)

2 群馬県県有施設共通パスポート条例（平成十三年群馬県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一群馬県立歴史博物館の項中「別表」を「別表第一」に改める。

群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十五号

群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成八年群馬県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇三〇円」を「二、五〇〇円」に、「八三〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五一〇円」を「一、二五〇円」に、「四一〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第八条関係）

区分	施設の使用料		
	九時から十二時まで	十三時から十七時まで	九時から十七時まで
学習室	四、六八〇円	六、二四〇円	一〇、九二〇円
食堂	規則で定める額		
物品販売所	規則で定める額		

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十六号

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例（平成八年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別の企画による展示を行っている場合の項中「一、〇三〇円」を「二、五〇〇円」に、「八三〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五一〇円」を「一、二五〇円」に、「四一〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第十七号

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

一 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)第五条第七項第二号

二 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号)第四百四十八条第一項ただし書及び第四号、第四百八十三条第一項ただし書及び第三号並びに第九十条第一項第一号、第二号及び第四号

三 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十九号)第二百二十条第一項ただし書及び第四号、第六十七条第一項ただし書及び第三号並びに第七十四条第一項第一号、第二号及び第四号

四 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)第二十八条第一項、第四十六条第一項第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項、第四項及び第十二項、第八十二条第一項本文及び第一号、第九十二条第一項並びに第百条第一項

五 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)第七条第一項ただし書及び第三号並びに第七項

六 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十五号)第五条第一項ただし書及び第四号並びに第四項

七 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号)第八十八条第四項

八 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十七号)第三十八条第五項

九 群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十八号)第四十五条第四項

十 群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第一百一号)第三十条第五項

(群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「社会福祉施設等の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を、「第四号の栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同項第四号及び同条第十項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第六条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第五号及び同条第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下

に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十二項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

（群馬県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 群馬県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年群馬県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第十八号

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、知事の監督に属する一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第三条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 知事は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第四条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第五条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を

達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第六条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児

童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、入所している児童の年齢等に応じ、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向、同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十九条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法

(平成二十五年法律第七号)第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を人所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を人所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第二十条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設(前項に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務(法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。)に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和六年内閣府令第二十七号。以下「設備運営基準」という。)第二十条第四項のことも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 設備運営基準第二十一条第一項第一号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号及び次条において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程

による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相

当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）に規定する幼稚園、小学

校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

2 知事が行う設備運営基準第二十一条第二項の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十五条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に应じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十六条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し、清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第二十七条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十五条第一項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなけ

ればならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、

必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十二条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副

本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

2 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別な事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

3 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第十九号

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成二十年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学(以下「大学」という。)の医学部医学科」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。)の医学を履修する課程」に改める。

第二条中「の医学部医学科」を「(県外に所在する大学にあつては、知事が指定するものに限る。)の医学を履修する課程」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、第一号に掲げる者(県内に所在する大学に在学する者に限る。)については、当該大学に入学した日の属する月の修学資金の額は、当該入学に係る入学金に相当する額を加算した額とすることができる。

一 国(国立大学法人法(平成十五年法律百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する大学に在学する者 月額十五万円

二 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。)の設置する大学に在学する者 月額二十五万円

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十号

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

群馬県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表桐生市の項中「二百八十五人」を「二百八十八人」に改め、同表伊勢崎市の項中「三百三十三人」を「三百三十四人」に改め、同表太田市の項中「三百八十二人」を「三百八十一人」に改め、同表渋川市の項中「百九十一人」を「百八十八人」に改め、同表富岡市の項中「百十二人」を「百十三人」に改め、同表安中市の項中「百六十五人」を「百六十七人」に改め、同表みどり市の項中「百十九人」を「百二十三人」に改め、同表嬬恋村の項中「二十八人」を「二十九人」に改め、同表玉村町の項中「六十二人」を「六十四人」に改め、同表邑楽町の項中「五十二人」を「五十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十一号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成二十五年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定事業」を「埋立等事業」に改める。

第一条中「及び県民の安全」を削る。

第二条第三号中「特定事業」を「埋立等事業」に、「土砂等埋立等区域(土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。)」を「土砂等による埋立て等を行う区域(以下「埋立等区域」という。)」に、「当該土砂等埋立等区域」を「当該埋立等区域」に改める。

第三条中「及び災害の発生」を削る。

第四条中「努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずる」を「努める」に、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第五条第二項中「及び災害」を削る。

第七条第三項中「当該土砂等埋立等区域」を「当該埋立等区域」に改める。

第四章の章名中「特定事業」を「埋立等事業」に改める。

第八条の見出しを「(埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出)」に改め、同条第一項本文を次のように改める。

埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の三十日前までに知事に土砂等の搬入計画(以下「搬入計画」という。)を届け出なければならない。

第八条第二項中「許可を受けよう」を「搬入計画を届け出よう」に、「申請書」を「届出書」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「特定事業」を「埋立等事業」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「及び災害の発生の防止」を削り、同号を同項第六号

とし、同項第九号を削り、同項第十号を同項第七号とし、同条第三項中「申請書には、特定事業区域」を「届出書には、埋立等区域」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条 削除

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第十条 第八条第一項の搬入計画の届出をした者は、同条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の十日前までにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第八条第二項の搬入計画の届出をした者は、同条第二項第一号若しくは第七号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から十四日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第八条第一項の搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより同条第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る埋立等事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第十一条第一項中「許可等を受けた者」を「第八条第一項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした者」に、「当該許可等を受けた特定事業区域」を「当該搬入計画の届出等をした埋立等区域」に改め、同項ただし書中「又は災害の発生の防止」を削り、同条第二項中「特定事業区域」を「埋立等区域」に、「が基準」を「が規則で定める基準（以下「性状基準」という。）」に改め、同条第三項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「次の各号のいずれかに該当する」を「性状基準又は土壌基準に適合しない」に改め、「又は災害の発生の防止」を削り、「当該許可等を受けた」を「当該搬入計画の届出等をした」に、「当該届出」を「第一項の規定による届出」に改め、同項各号を削る。

第十二条の見出しを「（埋立等事業の完了等の届出）」に改め、同条第一項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、同項第一号中「許可等を受けた特定事業」を「搬入計画に係る埋立等事業」に改め、同項第二号中「特定事業」を「埋立等事業」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十三条から第十六条までを次のように改める。

第十三条から第十六条まで 削除

第十七条第一項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「特定事業区域内」を「埋立等区域内」に、「（特定事業区域）」を「（埋立等区域）」に改め、同条第二項中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(書類の備置き等)

第十八条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画の届出等をした日から当該搬入計画に係る埋立等事業を完了し、又は廃止した日まで、当該搬入計画に係る第八条第二項の届出書（第十条第一項の変更の届出をした場合にあつては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該搬入計画に係る埋立等区域又は搬入計画の届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る埋立等事業を完了し、又は廃止した日から五年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第十九条 削除

第二十条各号列記以外の部分中「許可等を受けた」を「搬入計画の届出等をした」に、「特定事業」を「埋立等事業」に改め、同条第一号中「許可等を受けた特定事業が施工計画」を「埋立等事業が搬入計画」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「許可等を受けた者が」及び「又は第十三条第二項」を削り、同号を同条第二号とし、同条第五号から第七号までを削り、同条第八号を同条第三号とし、同条第九号中「許可等を受けた者が」を削り、同号を同条第四号とし、同条第十号を同条第五号とし、同条第十一号を同条第六号とする。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条中「又は災害の防止」を削り、「土砂等埋立等区域又は特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第二十四条第一項中「土砂等埋立等区域又は特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第二項中「土砂等埋立等区域若しくは特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「帳簿、」を削る。

第二十五条の見出し中「の条例」を削り、同条第一項を次のように改める。

この条例の規定(第三条を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市その他知事が指定する市町村については、適用しない。ただし、中核市又は知事が指定する市町村に指定された際現に当該市町村の区域において搬入計画の届出がされている埋立等事業については、この限りでない。

第二十五条第二項中「指定は」の下に「、知事が当該市町村の長と協議の上」を加え、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第四項を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十九条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第七条第二項又は第三項の規定による命令に違反した」に改め、同条各号を削る。

第三十一条第一号中「第十一条第一項又は第十三条第二項」を「第八条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十六条第二項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第三十二条第一号中「第十条第三項又は第十二条第一項」を「第十条第二項又は第十二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条

例(以下「旧条例」という。)第八条第一項又は第十条第一項の規定により受けている許可については、当該許可に係る特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日(この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日)までの間は、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例の規定(第十条第一項(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要する変更の場合に限る。))及び第二十二條第一項の規定を除く。)の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第二十五条第一項の規定により知事が指定している市町村(中核市を除く。)は、改正後の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第二十五条第一項の規定により知事が指定したものとみなす。

群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十二号

群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号。以下「法」という。)の規定により法第十五条第一項に規定する輸出証明書(以下「輸出証明書」という。)の交付を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 法第十五条第二項の規定により輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号)第四条第二号の放射性物質検査証明書等を除く。)の交付を申請する者
八百七十円

- 二 法第十七条第二項の規定により同条第一項に規定する適合施設の認定を申請する者
一万四百円(認定に係る手続において実地検査を行う場合には、二万九百円)

(手数料の納付方法)

第三条 手数料の納付については、群馬県収入証紙条例(昭和四十一年群馬県条例第六号)の定めるところによる。

(手数料の返還)

第四条 納付した手数料は、返還しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県カスタマーハラスメント防止条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十三号 群馬県カスタマーハラスメント防止条例

私たちの社会において、事業者と顧客との関係は経済活動の基盤となるものであり、顧客満足の向上は企業の成長や発展に不可欠な要素である。

しかしながら、今日、顧客からの正当な理由がない過度な要求その他の不当な行為が行われ、事業者の心身に深刻な影響を及ぼしている。相手の人格を否定するような言動や恐怖を与えるような行為は、いかなる理由、また、いかなる立場であろうと決して許されるものではない。

このようなカスタマーハラスメントは、誰もがその被害者、そして加害者にもなり得る問題であり、就業環境を悪化させるだけでなく、企業の健全な経営を妨げ、ひいては県内の経済活動全体の活力を損なう要因となっている。

このため、カスタマーハラスメントを社会全体で防止し、事業者が安心して働ける環境を整えることが必要である。顧客は適切なコミュニケーションを通じて、建設的な意見交換を行うことが求められる。

また、全ての事業者は、顧客の権利を尊重した上で、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組を積極的に推進し、事業者の権利と尊厳を守っていかなければならない。

さらに、社会全体でカスタマーハラスメント防止対策に取り組むことで、より良い就業環境と顧客サービスの向上を実現し、公正で持続可能な社会の構築に貢献することができる。

群馬県は、サービスを受ける人と提供する人が対等な立場で互いに尊重し合い、全ての関係者がともに連携、協力しながら、カスタマーハラスメントのない社会を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、カスタマーハラスメントの防止に関して、県、事業者、事業者及び顧客等の責務を明らかにし、カスタマーハラスメントのない社会を実現することにより、誰もが安心して働くことができる就業環境の整備、事業者の安定し

た事業活動の継続、ひいては顧客等の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 県内で事業（非営利目的の活動を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

二 事業者 県内で業務に従事する者（事業者の事業に関連し、県外でその業務に従事する者を含む。）をいう。

三 顧客等 事業者から商品又はサービスの提供を受ける者（今後提供を受ける可能性がある者を含む。）又は事業者の業務に関する利害関係者をいう。

四 カスタマーハラスメント 顧客等から事業者に対して行われる暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言、長時間の拘束等の不当な行為であって、就業環境を害するものをいう。

(カスタマーハラスメントの禁止)

第三条 何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならない。（適用上の注意）

第四条 この条例の適用に当たっては、顧客等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、カスタマーハラスメントを防止するための施策（以下「カスタマーハラスメント防止施策」という。）を実施する責務を有する。

(顧客等の責務)

第六条 顧客等は、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、事業者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

2 顧客等は、県が実施するカスタマーハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、顧客等への啓発、事業者への研修等を行うことにより、カスタマ

ーハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに、県が実施するカスタマーハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業に関して事業者がカスタマーハラスメントを受けた場合には、速やかに事業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った顧客等に対し、その中止の申入れその他の必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
(就業者の責務)

第八条 就業者は、顧客等の権利を尊重し、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、顧客等の意見を聴くことその他のカスタマーハラスメントの防止に資する行動をとるよう努めなければならない。

2 就業者は、その業務に関して事業者が実施するカスタマーハラスメントの防止に關する取組に協力するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第九条 県は、カスタマーハラスメント防止施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、カスタマーハラスメント防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本的施策)

第十一条 県は、次に掲げるカスタマーハラスメント防止施策に取り組むものとする。

- 一 カスタマーハラスメントの防止に係る支援事業等に関する情報の提供
- 二 カスタマーハラスメントの防止に資する行動に関する啓発及び教育
- 三 前二号に掲げるもののほか、カスタマーハラスメントを防止するために必要な施策

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

ツームグンマの設置及び管理に関する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十四号

ツームグンマの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)(第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、ツームグンマの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 デジタルクリエイティブ人材(デジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。))において、デジタル分野に関する専門的な知識及び技術を有する者で、自ら創造し考える力を持ち、その能力を活用してあらゆる産業の活力を生み出し、新たな価値の創造をもたらす人材をいう。))の育成を図るため、ツームプログラム(アルメニア共和国のツームセンターにおいて、若者に無料で提供されるデジタル技術及び芸術に関する人材育成プログラムをいう。次条第一号において同じ。))による次代を担う若者を対象とした人材育成拠点として、ツームグンマを高崎市に設置する。

(業務)

第三条 ツームグンマは、次に掲げる業務を行う。

- 一 ツームプログラムの提供に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、ツームグンマの設置の目的を達成するために必要な業務

(利用者の範囲)

第四条 ツームグンマを利用することができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))及び高等専門学校並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。))の生徒(満十二歳に達した日の翌日以後における最初の学年(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。))から満十八歳に達した日の属する学年まで

に属する者に限る。)並びにこれらに準ずる者と知事が認めたものとする。

(休館日)

第五条 知事は、必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(原状回復義務)

第六条 ツーモグンマを利用する者は、ツーモグンマの施設、附属設備、備品等(以下「施設等」という。)の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第七条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(利用の制限又は中止)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、ツーモグンマの利用を制限し、又は中止させることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 四 ツーモグンマの設置の目的に反するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、ツーモグンマの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第九条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、ツーモグンマの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にツーモグンマの管理を行わせる場合(次項において「指定管理者による管理の場合」という。)においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務
- 二 第五条に規定する休館日を定めることに関する業務
- 三 前条に規定する利用の制限又は中止に関する業務

四 施設等の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、ツーモグンマの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

3 指定管理者による管理の場合における第五条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条中「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、ツーモグンマの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十五号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成十五年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三計測系の項中「二、五〇〇円」を「二、一三〇円」に改める。

別表第五試験の項中「二、三〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表分析の項中

一成分につき	一、二五〇円以上二五、五〇〇円以下 （一成分を超えるときは、その超える成分一成分ごとに一、二五〇円以上二五、五〇〇円以下の金額を加えた額）
一領域につき	二七、一〇〇円以下 （一領域を超えるときは、その超える領域一領域ごとに九、二一〇円以下の金額を加えた額）

表製作又は加工の項中「五、一二〇円」を「三、六五〇円」に改める。

別表第六製作又は加工の項中「一五〇円以下」を「一五〇円以上二、四〇〇円以下」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第三の規定は、この条例の施行の日以後にされる使

用の申請に係る使用料について適用し、同日前にされた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第五及び別表第六の規定は、この条例の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十六号

群馬県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十七号

群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例

群馬県建築士法施行条例（平成十二年群馬県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「一万六千円」を「二万二千元」に改め、同条第五号中「一万千円」を「二万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請を行っている者の当該申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十八号

群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表法第三条第一項に規定する宅地建物取引業の免許又は同条第三項に規定する宅地建物取引業の免許の更新を申請する者の項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請を行っている者の当該申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十九号

群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例の一部を改正する条例

群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例（昭和二十八年群馬県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十四条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における退職年金の停止については、恩給法第五十八条の二の規定による普通恩給及び増加恩給の停止の例による。

第四十一条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、刑法第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における遺族年金の停止については、恩給法第七十七条の規定による扶助料の停止の例による。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第十二条第二項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十号

公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員退職手当支給条例の一部改正)

第一条 公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の第三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第三項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第十一項中「附則別表第一の上欄」を「附則別表の上欄」に改める。

附則第十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

(公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中公立学校職員退職手当支給条例附則第三項及び第十一項の改正規定

公布の日

二 第一条中公立学校職員退職手当支給条例第十条第十一項第四号及び第十四項並びに附則第十五項の改正規定並びに第二条及び次項の規定 令和七年四月一日

三 第一条(前二号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第三項の規定 令和七年六月一日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の公立学校職員退職手当支給条例(次項において「新条例」という。)第十条第十一項(第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した公立学校職員退職手当支給条例第二条第一項に規定する職員(同条第三項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であつて前項第二号に定める日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

群馬県立学校職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十一号

群馬県立学校職員定数条例等の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「二、八一一人」を「二、七五九人」に、「三〇九人」を「三〇五人」に、「一二七人」を「一二六人」に、「三、二四七人」を「三、一九〇人」に改め、同項第四号イ中「八一九人」を「八二二人」に、「八六六人」を「八六八人」に改め、同号ロ中「六四三人」を「六六五人」に、「三七人」を「三八人」に、「七七一人」を「七九四人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、三九九人」を「六、三六一人」に、「三三人」を「三二人」に、「三二一人」を「三一九人」に、「六、七五三人」を「六、七二二人」に改め、同項第二号中「三、八二八人」を「三、七八一人」に、「一九一人」を「一八一人」に、「四、〇三八人」を「三、九八一人」に改め、同項第三号中「一一六人」を「一二二人」に、「一二一人」を「一三七人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十二号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第二項中「第十四條の二、第十七條の二並びに第十七條の三」を「並びに第十四條の二」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項及び第六項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改め、同条第七項中「第十四條の二、第十七條の二並びに第十七條の三」を「並びに第十四條の二」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「第二項の規定」の下に「(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十五号) 附則第二項

二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される群馬県市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十七号) 附則第二

項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(へき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。)(附則第四條第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項の規定(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))により採用された学校職員(以下この項において「再任用学校職員」という。))に対して適用されることとなる群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十七條の三の規定は、同日以後に同條第一項に規定する異動をした再任用学校職員又は同日以後に同項に規定する学校若しくは共同調理場の移転があつた再任用学校職員について適用する。

(人事委員会への協議)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十三号

群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七級の項中「の十三号給以上」を削り、「三十三号給」を「二十一

号給」に改め、同表六級の項中「三級の十二号給以下」を「二級の七十三号給

以上」に、「五号給から三十二号給まで」を「二十号給以下」に改め、同表五級

の項中「三級の四号給以下」を「二級の六十九号給から八十

八号給まで」に改める。

(群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九條第三項」を「附則第九條第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十四号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項及び第四項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十五号

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ヤード 自動車等の保管又は解体(自動車等から部品その他の物品を分離する行為又は自動車等を切断する行為をいう。第四号及び第五条において同じ。)の用に供する施設(その敷地を含む。第十一条第一項において同じ。)のうち、次に掲げる物であつて、みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが当該施設の周囲に存するものをいう。

イ 塀、垣、柵、コンテナその他これらに類する工作物

ロ 山林、崖等の自然の地物

二 自動車等 自動車、原動機付自転車、自転車及び自動車部品であつて、公安委員会規則で定めるものをいう。

三 盗難自動車等 自動車等であつて、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得されたものをいう。

四 ヤード内自動車等関連事業 ヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体(公安委員会規則で定める規模未滿のヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体(業として行わないものに限る。))を除く。)であつて、譲渡、引渡し又は輸出を目的とするものをいう。

五 ヤード内自動車等関連事業者 ヤード内自動車等関連事業を行う者をいう。

(ヤード内自動車等関連事業に係る届出)

第三条 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 ヤードの所在地

三 ヤードの規模及び設備の概要

四 その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたときは、当該変更の日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、そのヤード内自動車等関連事業を休止し、若しくは廃止し、又は休止したヤード内自動車等関連事業を再開したときは、その日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(相手方の確認)

第四条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取ろうとする場合には、運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該自動車等を引き渡そうとする者(以下この条、第六条第一項第四号及び第十四条第二号において「相手方」という。)について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認をしなければならない。

一 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しに任に当たっている個人の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項

二 個人 氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項

(盗難自動車等の中告)

第五条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、又は保管若しくは解体を行おうとする場合において、当該自動車等に

ついて盗難自動車等の疑いがあると認めるときは、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

(記録の作成等)

第六条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録(次項及び第十四条第三号において「取引記録」という。)を作成しなければならない。

一 受取又は引渡しを行った年月日

二 自動車等の品目及び数量

三 自動車等の車台番号その他の特徴

四 相手方が法人である場合にあつては第四条第一号に定める事項、個人である場合にあつては同条第二号に定める事項

五 第四条の規定により行つた確認の方法

六 その他公安委員会規則で定める事項

2 ヤード内自動車等関連事業者は、取引記録をその作成の日から三年間、公安委員会規則で定めるところにより保存しておかなければならない。

(従事者名簿)

第七条 ヤード内自動車等関連事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに当該ヤードにおける業務に従事する者の名簿(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。))により記録するものを含む。)を備え、これに当該ヤードにおける業務に従事する者の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

(標識の掲示)

第八条 第三項第一項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出をしたことを示す公安委員会規則で定める様式の標識について、公安委員会規則で定めるところにより、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、インターネットの利用により公衆の閲覧に供しなければならない。

(土地等の譲渡等をしようとする者の責務)

第九条 県内に所在する土地又は建物(以下この条において「土地等」という。)の所有者は、当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行おうとする者(既にヤード内自動車等関連事業を行っている者を含む。以下この項及び第三項並びに次条において同じ。)に対し、当該土地等の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下この条において「譲渡等」という。)をしようとするときは、当該土地等の譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該土地等において盗難自動車等をヤード内自動車等関連事業の用に供しないことを確認するよう努めなければならない。ヤードを設置した者が、ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者に対し当該ヤードの譲渡等をしようとするときも、同様とする。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている土地等において、盗難自動車等がヤード内自動車等関連事業の用に供されることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

3 土地等の譲渡等をしようとする者は、当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行おうとする者と当該土地等の譲渡等に係る契約を締結するときは、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該土地等において盗難自動車等をヤード内自動車等関連事業の用に供してはならない旨

二 当該土地等において盗難自動車等がヤード内自動車等関連事業の用に供されること又は供されたことが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除すること、当該土地等を買戻すことその他の必要な措置を講ずることができる旨

(ヤードの視認性の確保)

第十条 ヤードを設置しようとする者及びヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、当該ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。

(立入検査等)

第十一条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員にヤード内自動車等関連事業を行っていると認められる者の事務所、ヤードその他の施設に

立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第十二条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が同法第四十九条第二項に規定する特定整備としてヤード内自動車等関連事業を行うとき。

二 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第六条第一項に規定する撤去した自転車等を保管するとき。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

一 第三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。)第二条第十七項に規定する関連事業者(次項及び第四項において「関連事業者」という。)

二 第五条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第十五条第三項の規定により警察官に申告しなければならない場合における古物商(同法第二条第三項に規定する古物商をいう。次項及び第四項において同じ。)

3 第四条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、ヤード内自動車等関連事業者の確認を要しない。

一 使用済自動車再資源化法第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定により、次に掲げる関連事業者が情報管理センター(使用済自動車再資源化法第百十四条に規定する情報管理センターをいう。次項において同じ。)に報告した事項

イ 使用済自動車再資源化法第九条第一項の規定により使用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)を引き取らなければならない場合における引取業

者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。次項において同じ。）

ロ 使用済自動車再資源化法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合におけるフロン類回収業者（使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。次項において同じ。）

ハ 使用済自動車再資源化法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合又は使用済自動車再資源化法第十六条第六項の規定により使用済自動車を引き渡される場合における解体業者（使用済自動車再資源化法第二条第十三項に規定する解体業者をいう。次項において同じ。）

ニ 使用済自動車再資源化法第十七条の規定により解体自動車（使用済自動車再資源化法第二条第三項に規定する解体自動車をいう。次項において同じ。）を引き取らなければならない場合における破砕業者（使用済自動車再資源化法第二条第十四項に規定する破砕業者をいう。次項において同じ。）

二 古物営業法第十五条第一項の規定により相手方の真偽を確認するために古物商がとった措置によって確認をした事項

4 第六条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、ヤード内自動車等関連事業者は、取引記録の作成及び保管することを要しない。

一 使用済自動車再資源化法第八十一条第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定により、次に掲げる関連事業者が情報管理センターに報告した事項

イ 使用済自動車再資源化法第九条第一項の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合又は使用済自動車再資源化法第十条の規定により使用済自動車を引き渡さなければならない場合における引取業者

ロ 使用済自動車再資源化法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合又は使用済自動車再資源化法第十四条の規定により使用済自動車を引き渡さなければならない場合におけるフロン類回収業者

ハ 使用済自動車再資源化法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合、使用済自動車再資源化法第十六条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車若しくは使用済自動車を引き渡さなければならない

い場合又は同条第七項において準用する同条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車を引き渡さなければならない場合における解体業者

ニ 使用済自動車再資源化法第十六条第四項又は第六項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により解体業者から解体自動車又は使用済自動車を引き渡される場合における他の解体業者

ホ 使用済自動車再資源化法第十七条若しくは第十八条第三項の規定により解体自動車を引き取らなければならない場合若しくは同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車を引き渡さなければならない場合における破砕業者又は同条第二項若しくは第七項の規定により破砕業者から解体自動車を引き渡される場合における他の破砕業者

二 古物営業法第十六条の規定により古物商が帳簿等に記載をし、又は記録をした事項

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヤード内自動車等関連事業を行った者

二 第四条の規定による相手方の確認をせず、自動車等を受け取った者

三 第六条第一項の規定による取引記録を作成せず、若しくは虚偽の取引記録を作成し、又は同条第二項の規定による保存をしなかった者

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十六条 第七条に規定する名簿を備えず、又はこれに必要な記載若しくは記録をせ

ず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第十二条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第十三条並びに次項の規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にヤード内自動車等関連事業者である者は、第三条第一項の規定の適用については、ヤード内自動車等関連事業を行うおうとする者とみなす。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和七年九月三十日までに」とする。

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県条例第三十六号

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

群馬県知事 山 本 一 太

(群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十八条の二中「、第四条の三、第五条の二、第十一条、第十四条、第十四条の二」を削る。

(群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第四条の三、第五条の二、第十一条、第十四条、第十四条の二」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第十八条の二の改正規定を除く。）は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十七号
群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例

群馬県工業用水道条例（昭和四十年群馬県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表渋川工業用水道の項中

「二円」を「四円」に、

「二十八円」を「三十二円」に改め、同表東毛工業用水道の項中

「二円」を

「四円」に、「七十円」を「七十四円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十七条第一項の表の規定は、令和七年四月分として算定する工業用水道料金から適用し、同年三月分として算定する工業用水道料金については、なお従前の例による。

群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十八号
群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年群馬県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科学目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科学目以外の学科学目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道に関する」を「水道等に関する」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第十号とし、同条第七号中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第六号まで」に改め、「及び学科学目又は第三号若しくは第四号に規定する課程」及び「又は学科学目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第九号とし、同条第六号中「一年以上、」を「二年以上、」に、「二年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「もの」の下に「（第一号の卒業生にあつては一年以上、第二号の卒業生にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第八号とし、同条第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」を加え、同条第七号とし、同条第四号中「中等教育学校」の下に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「(三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第三条に次の一号を加える。

十一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(一年以上六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第一号に規定する学校の卒業者にあつては三年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程にあつては、修了者)にあつては五年以上、同条第五号に規定する学校の卒業者にあつては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同

条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第五号中「第二号」を「第一号若しくは第二号」に、「学科目又は」を「課程又は」に、「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、同条に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十九号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表県立精神医療センターの項中「外科」を削る。

第十三条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四十号

群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業職員定数条例（平成十一年群馬県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千二百三十三人」を「千二百八十人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十一号

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十七条中「から第九条まで、第十一条」を「、第七条」に改め、「(第八条の規定については、これらの職員のうち病院管理規程で定める者に限る。)」を削る。

(群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から第九条まで、第十一条」を「、第七条」に改め、「(同条例第八条の規定については、これらの職員のうち病院管理規程で定める者に限る。)」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例第二十七条の改正規定を除く。)は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十二号

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年群馬県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削る。

第四十八条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十九条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第十項の改正規定(「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。)、第十二条第五項の改正規定(「及び第三十条」を削る部分に限る。)並びに第十八条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号イ、第十九条第一項、第四十八条並びに第四十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
